

News Release

令和3年1月22日
経済産業省
電力・ガス取引監視等委員会

令和2年7月3日からの大雨による災害に係る特定小売供給約款の 特例認可等について 異存ない旨を経済産業大臣に回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社から申請のあった、令和2年7月3日からの大雨による災害により、災害救助法が適用された地域における被災した電気の需要家等に対する特例措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答しました。

令和2年7月3日からの大雨による災害について、令和2年7月4日時点で、熊本県及び鹿児島県の一部地域に、災害救助法が適用されました。

これを受け、特定小売供給約款等以外の供給条件が設定されているところ、当該災害による被害は甚大であり、家屋の解体工事や再建等は今後も継続していくことが見込まれることから、令和3年1月19日付けで同事業者から、電気事業法に基づく経済産業大臣に対する認可等の申請がありました。

【申請概要】

特例措置として、令和2年7月3日からの大雨による災害に係る災害救助法適用市町村等(※)において被災した需要家等から申出があった場合には、特定小売供給約款、託送供給等約款及び離島供給約款以外の以下の供給条件で電気の供給を行う。

- (1) 不使用月の電気料金等の免除(令和3年8月まで〔満了日は検針日等により相違〕)

被災した需要家が、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から12ヶ月間に限り、電気料金(接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービスを含む。以下同じ。)を免除する。

- (2) 工事費負担金の免除(令和4年6月30日まで)

被災した需要家が、被災時から引き続きまったく電気を使用せず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが令和4年6月30日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、そ

の工事費負担金を免除する。

- ①需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- ②契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力を超えないこと

(3)臨時工事費の免除(令和4年6月30日まで)

被災した需要家が被災後、臨時電灯、臨時電力又は臨時電力I(臨時送電接続サービスを含む。)の申込みを行った場合で、その申込みが令和4年6月30日までに行われたときは、その臨時工事費を免除する。

(4)使用不能設備に相当する基本料金の免除(令和3年7月31日まで)

被災した需要家(契約種別が従量電灯C、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、曜日別電灯2型、臨時電灯C、公衆街路灯、低圧高負荷契約、低圧電力、臨時電力、農事用電力、農業用低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、融雪用電力および第2深夜電力の需要家に限る。)で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和3年7月31日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(5)引込線等取付位置変更に係る費用の免除(令和4年6月30日まで)

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信装置及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが令和4年6月30日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(※)災害救助法が適用された地域及び隣接する市町村

災害救助法が適用された地域:内閣府 HP の災害救助法の適用状況をご覧ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

隣接する市町村:以下の各社 HP をご覧ください

・九州電力

http://www.kyuden.co.jp/press_h200707-1.html

・九州電力送配電

https://www.kyuden.co.jp/td_press_2020_200707.html

本申請に関して、経済産業大臣からこれらの申請の認可等を行うことについて、意見の求めがあり、本日、電力・ガス取引監視等委員会は、認可等をするに異存はないことを回答しました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 恒藤

担当者:今泉、鈴木、木下

電話:03-3501-1529